

～ 車両の走行中に旅客用乗降口の扉が開いた鉄道重大インシデント ～

軌道経営者名：熊本市交通局

インシデント種類：車両障害

発生日時：令和6年2月23日 08時30分ごろ

発生場所：熊本県熊本市

上熊本線 段山町停留場～蔚山町停留場間（複線）
辛島町停留場起点 1k590m付近

<概要>

熊本市交通局の上熊本停留場発健軍町停留場行き1両編成、第1353号車は、令和6年2月23日（金）、上熊本線段山町停留場～蔚山町停留場間を走行中、突然力行ができなくなり停車した。車両の停止後、乗客から扉が開いているとの申告があったため、運転士が車両の扉を確認したところ左側（以下、前後左右は車両の進行方向を基準とする。）の車両中央付近にある旅客用乗降口の扉が開いていた。

車両のドライブレコーダーの映像に、同扉が走行中に開いた様子が記録されていた。車両には乗客14名と運転士1名が乗車していたが、負傷者はいなかった。

<原因>

本重大インシデントは、車両の進行方向左側中央付近にある旅客用乗降口の扉を開閉する回路に異常があったため、車両の走行中に同扉が開いたことにより発生したものと考えられる。

同扉を開閉する回路に異常があったことについては、回路を構成する扉開閉に関する電線の被覆が損傷し、常時電圧が印加されている電線と同扉の開扉時に印加される電線が接触したことにより生じたと考えられる。

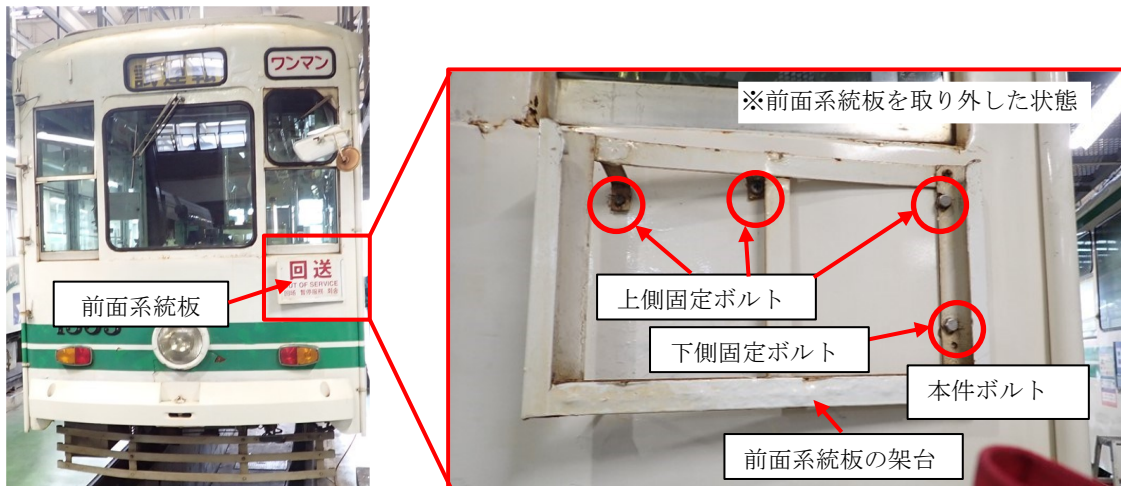
同電線の被覆が損傷していたことについては、車両の前面系統板を取り付けるためにドリルで車体に穴加工を施す際に、車体裏側の電線の有無を十分確認せずに作業を行ったことにより同電線を損傷させた可能性があると考えられる。

<必要と考えられる再発防止策>

本重大インシデントはドリルで車体に穴加工を施す際に、扉開閉に関する電線を損傷させたことにより発生した可能性があると考えられる。

したがって、車体に加工を施す際は、同局は車体の加工に伴うリスクを事前に検討し、同局職員及び委託業者に対して、適切な加工方法を指示する必要がある。

<前面系統板の架台>



<前面系統板の架台の裏側の電線>



③線：常時電圧が印加されている電線

詳細は、運輸安全委員会ホームページ (<https://jtsb.mlit.go.jp>) より、
鉄道重大インシデント調査報告書をご覧ください。